

承久の乱以前の武家検非違使

荒 木 洋 太 朗

はじめに

官職が身分標識としての機能を強めていく中世において、例外に位置するのが検非違使である。在京を原則とし、衛門府の官人が兼職する形で補任されるなど、様々な面からその独自性が指摘されている。^①鎌倉時代以前から、多くの武士が検非違使に任官していた点も注目されよう。院政期以来の京都周辺で院の武力を担っていた「京武者」の多くは、検非違使尉に任官していた。^②鎌倉幕府の前代の武家権門たる平氏においても、長官である検非違使別当の独占や、家人を検非違使に補任することで検非違使庁の掌握を図っていた。^③武士にとって、検非違使という官職は一貫して重要な位置を占めていたといえよう。したがって、鎌倉幕府成立後、武士の検非違使任官がどう変化したのかを検討することは、公武の志向性を考える上でも重要である。本稿では先行研究に従って、検非違使尉に任官した御家人を、武家検非違使と呼称する。武家検非違使の先行研究における位置づけについて、まず整理する。

御家人が検非違使に任官していた事象については、既に複数の専論による詳細な分析が行われている。代表的なものとしては、秋元信英氏や丹生谷哲一・桃崎有一郎氏の研究がまず挙げられよう。^④武家検非違使について先駆的な研究を行った秋元氏は、承久の乱以後の検非違使任官者を収集し、これを基礎に分析を行った。秋元氏は御家人の検非違使が左衛門少尉に集中し、もっぱら追捕活動を主とすること、日常の庁務には関与しない一方で、鎌倉においては行列への供奉など独自の役割を担っており、特定の氏族に任官者が集中する傾向があったことなどを明らかにしている。^⑤丹生谷氏は、賀茂祭に供奉する武家検非違使の存在に着目し、代々検非違使を輩出する氏族の御家人が「東使」を務める点から、公武を媒介する役割を担っていたとする。また桃崎氏は、鎌倉幕府における拝賀儀礼について考察する中で、検非違使が数少ない任官拝賀を行う官職であった点に着目し、京都で盛大な拝賀が行われたことを指摘した。さらに東使輩出氏族との関係について整理し、丹生谷氏の見解に若干の修正を加えた。またいずれも、その任官者の希少性や名譽的側面を

強調している。このほか、青山幹哉氏が、幕府の官位叙任統制政策から検非違使について論じるなど、鎌倉幕府と検非違使の関係を巡る研究は、様々な視点からなされている。^⑥

以上の研究においては、詳細な検討が行われているのはいずれも承久の乱以後に限定されている。しかしながら、乱以前にも多くの武家検非違使が存在していたことは、既に指摘されている。福田豊彦氏は、院北面・西面に参じた武士たちは「検非違使をはじめとした官職」を得ることを主要な期待としていたとし、上横手雅敬氏も公武関係の視点から、在京御家人の多くが検非違使・院北面・西面の武士に編入される動きに注目している。^⑧ また平岡豊氏は、院西面の研究において、構成員に御家人が含まれていること、さらに衛府から検非違使・国司への昇進コースがあったことを明らかにしている。^⑨

これらの研究からも窺えるように、承久の乱以前の武家検非違使は、院北面・西面の武士など、後鳥羽院による武士の組織化と結び付けられて論じられることが多く、乱以後の研究との接続については、充分になされていない。また、源義経の検非違使任官をめぐる問題をはじめ、個別的な事例に考察は限定されており、この時期の武家検非違使の全体像は明らかにされていない。院政期以来の「京武者」的秩序と、東国を基盤とする幕府が共存していた、承久の乱以前の幕府と検非違使に関する研究は、意外に乏しいのが現状である。^⑩ このような研究状況から、乱以後の武家検非違使と、乱以前の

検非違使の存在形態には相違点があるにもかかわらず、その変容の過程は依然として未解明のままである。^⑪ さらに青山氏は、源頼朝期には「王朝官職的秩序」から一定の距離を取りつつ、幕府独自の身分秩序が形成されていたが、実朝期にはその独自性が喪失していくと指摘している。^⑫ 頼朝期の独自性の強調と実朝期の対比は、平泉隆房氏が同様の見解を示しており、通説化している。^⑬ しかしながら、武家検非違使においても同様の見解が当てはまるかは、詳細な分析を行う必要がある。

以上の研究状況を踏まえた上で、本稿では承久の乱以前の武家検非違使について、その全体像を示すことを目的とする。まず第一章では、承久の乱以前の武家検非違使の事例を収集し、その分析を元に、独自の職掌を担っていたとする秋元説を検証する。第二章では、任官者の傾向の違いなどを踏まえて、頼朝期と頼家期以降に大別し、個々の任官の背景について考察し、当該期の武家検非違使の変容を指摘したい。これらの作業を通じて、従来の武家検非違使研究との接続を図る。

第一章 乱以前の武家検非違使任官者の収集と分析

第一節 任官者の傾向

承久の乱以後の武家検非違使については、秋元氏・青山氏が網羅的な収集を行っており、その後の研究の基礎となっている。^⑭ 乱以前

の武家検非違使についても、任官者の網羅的な収集を行うことが、本稿の目的を達成する上で欠かせない。検非違使全体の任官者については、既に宮崎康充氏が『検非違使補任』において明らかにしている。¹⁵ 本稿では、『吾妻鏡』（新訂増補国史大系本、以下『鏡』）など

での所見から、任官者から御家人と推測される者を抽出し、初見（任官）の年月日に適宜修正を加えたものを《表》として掲げる。さらに、院西面・在京武力について詳細な検討を加えた、平岡・長村祥知両氏の研究を参照しつつ、在京活動の有無を示した。¹⁶

《表》 承久の乱以前の武家検非違使¹⁷

番号	任官者	初見年月日	西暦	典拠	在京	備考	
1	源義経	元暦元・八・六	一一八四	『鏡』	○	源頼朝弟	鎌倉殿
2	中原（大江）広元	建久二・四・一	一一九一	『玉葉』	○	政所別当	頼朝
3	村上頼時	建久九・一・二十一	一一九八	『三長記』	○	同経業子	頼朝
4	比企能員	正治二・二・二十六	一二〇〇	『鏡』	×	源頼家室の父	頼家
5	大岡時親	建仁三・四・二十三	一二〇三	『三長記』	△	北条時政後妻牧の方の兄弟	頼家
6	佐々木定綱	元久元・四・十二	一二〇四	『明月記』	○	北面・西面、承久京方	頼家
7	五条有範	元久二・十一	一二〇五	『鏡』	△	北面・西面、承久京方	頼家
8	加藤光員	建永元・四・二十五	一二〇六	『鏡』	×	北条義時室の父	頼家
9	伊賀朝光	同右・九・二十七	一二〇六	『建永元年記』	○	一条家家人	頼家
10	小野義成	承元元・一・十三	一二〇七	『明月記』	○	政所別当、承久京方	頼家
11	大内惟信	建暦元・一・五	一二一一	『業資王記』	○	北面・西面、承久京方	頼家
12	後藤基清	建保元・一・三	一二一三	『鏡』	×	侍所所司、評定衆	頼家
13	二階堂行村	建保二・五・二十七	一二一四	『仁和寺日次記』	△	同定綱子、西面、承久京方	頼家
14	大友能直	建保四・六・二十六	一二一六	『尊卑分脈』	○	侍所所司、西面、承久京方	頼家
15	佐々木広綱	同右・十二・二	一二一八	『鏡』	△	同光員弟	頼家
16	大江能範	承久二・十一・二十五	一二二〇	『民経記』裏文書	○	承久京方	頼家
17	加藤景廉	同右・十二・十五	一二二〇	『尊卑分脈』	○	同経高子、承久京方	頼家
18	三浦胤義	承久三・五・十四	一二二一	『鏡』	○	同朝光子、京都守護、義時室兄弟	三寅
19	佐々木高重						
20	伊賀光季						

※○は継続的な在京活動が、△は一時的な上洛などが確認できる、×は管見の限り在京が確認できないことを示す。

承久の乱以前の武家検非違使

《表》から、承久の乱以前の武家検非違使は二十名が確認される。《表》に示した人物たちは、概ね次の三つに分けられる。①在任中は原則として在京活動をしていた者、②京都および鎌倉での活動が確認できる者、③管見の限りに在京活動が確認できない者、である。

①には、源義経・中原（大江）広元・村上頼時・佐々木定綱・五条有範・小野義成・大内惟信・後藤基清・佐々木広綱・三浦胤義・佐々木高重・伊賀光季の十二名が該当する。当該期の武家検非違使の多数を占めることから、その典型例としてみてよい。有範・光員・基清・広綱の四名が院北面・西面としてみえ、義成・惟信は院領知行が確認できる。^⑮胤義は承久の乱で京方武士の総大将として名指しされるなど、後鳥羽院と密接な関係を築いていた者の多さも目立つ。

②には、大岡時親・加藤光員・大友能直・大江能範・加藤景廉の五名が該当する。いずれも在京御家人とは断定できず、また任官の前後で鎌倉での活動がみえることから、継続的な在京活動を行っていたとは考えにくい。このうち、能直は検非違使としての所見が一例のみしか確認できず、^⑯その他の者たちも所見が多くない点を考慮する必要がある。

③は比企能員・伊賀朝光・二階堂行村の三名である。後述するように、能員・行村の二名は在任期間を通して鎌倉での活動が確認でき、在京御家人であったとは考えられない。朝光も含めて、いずれも積極的に幕政に関与している点も、大きな特徴である。

以上の分類を通してまずいえるのは、任官者のうち在京活動を主とする御家人（在京御家人）の多さである。特に頼朝期の武家検非違使は、在任期間中は全員が継続的な在京活動を行い、鎌倉での活動はほとんど確認できない。また、上横手氏などが指摘しているように、在京御家人を中心に、元久く承元年間にかけて検非違使に編入されている者が多い。^⑰さらに、検非違使としてみえる在京御家人の一部は、北面・西面の武士として院に祇候していた点も、注目し値する。院の武力として組織された御家人たちは、後鳥羽院から「御恩」として検非違使という官職を与えられていた。^⑱承久の乱以後は、西面が廃止されるなど院の武力が事実上解体されたためか、このような傾向は見られなくなる。^⑲

当該期における在京御家人の検非違使への編入については、先行研究で詳細な検討がなされているが、在京活動が確認できない武家検非違使については、専論に乏しい。しかしながら、後代の武家検非違使の多くが、鎌倉で独自の職掌を有して活動していた点を踏まえるならば、武家検非違使の鎌倉での活動をみていく必要があるろう。次節で検討していきたい。

第二節 独自の職掌との関係

秋元氏は、武家検非違使が独自に担った職掌として、①將軍家行列供奉、②放生会馬場警固、③寺社警固、の三つを指摘している。^⑳前述したように、これらは主に承久の乱以後の武家検非違使の分析

を通して明らかにされた職掌であって、本来の検非違使固有の職掌ではない。これらは、秋元氏が述べているように、幕府成立以後に段階的に形成されていったとみるべきだろう。本節では、当該期の武家検非違使が右のような職掌を担っていたのかを検証する。

まず①の將軍家行列供奉について。武家検非違使は將軍出御の際に「御後官人」「参会廷尉」など、独立した隊列を構成していたとされている。

【史料一】『鏡』 正治二年二月二十六日条

廿六日壬午、晴、中將家御「参鶴岡八幡宮」、御除服之後初度也、

於「上宮」被_レ供「養御経」、導師弁法橋宣豪云々、

御出供奉人

先陣隨兵十人

結城七郎朝光

宇佐美左衛門尉祐茂

(中略)

次廷尉

新判官能員

次殿上人参「会宮寺」

伯耆少将

管見の限り、右の史料の比企能員が、行列供奉にみえる武家検非

承久の乱以前の武家検非違使

違使の初見である。^⑤この他には後藤基清・二階堂行村・大江能範・加藤景廉が確認でき、特に行村の活動が突出している。^⑥鎌倉での活動の多さが反映されているのであろうが、在京御家人である基清の所見もみえる点は注目される。^⑦

②放生会馬場警固については、当該期には確認できない。管見の限り、この職掌に服した武家検非違使の初見は、乱後の小山朝政である。^⑧頼朝・頼家・実朝期を通して、放生会の「馬場」がみえるが、警固の御家人は記述されていない。^⑨

③の寺社警固については、次の実朝期の事例が初見であろう。

【史料二】『鏡』 元久三年（一二〇六）三月三日条

三日甲申、於「鶴岳宮」、被_レ行「一切経会」將軍家御「参廻廊」、御

家人等着「廟庭座」、加藤判官光員候「楼門之砌」、

御家人たちが「廊庭座」に着座する一方で、検非違使の加藤光員は「楼門之砌」で警固を担当していた。このような事例は他にも二階堂行村・佐々木広綱など複数みえており、乱以前においても、武家検非違使はこの職掌を担っていたことが窺える。^⑩

独自の職掌という観点から、武家検非違使について追っていくと、②放生会馬場警固以外については、乱以前の事例が複数確認でき、萌芽は当該期にあるとみて良い。特筆すべきは、いずれも事例が頼家期以降に限定されている点である。前述したように、頼朝期の任

官者たちは鎌倉で活動がほとんど見られず、必然的に独自の職掌を担うことはなかったと考えられる。ここから、後代の武家検非違使のあり方は、頼家期以降に段階的に形成されていったことが窺える。逆にいえば、頼朝期の武家検非違使たちに、後代との連続性は見いだせないのである。

第二章 武家検非違使の変容過程

第一節 源頼朝期の武家検非違使

前節での検討から、武家検非違使のあり方は、頼朝期と頼家期以降で変容がみられると推測される。武家検非違使の変容過程を追っていくにあたっては、頼朝期と頼家期以降を比較する必要がある。はじめに、頼朝期の任官者である源義経・中原広元・村上頼時の三名を通して、頼朝期の武家検非違使のあり方を考察したい。

武家検非違使として最初にみえるのは、源義経である。義経の検非違使任官に関する次の史料は、兄頼朝との対立の発端としてもよく取り上げられる。

【史料三】『鏡』元暦元年八月十七日条

十七日癸酉、源九郎主使者参着、申云、去六日任_二左衛門少尉_一、蒙_二使官_一、是雖_二非_三所望_一之限、依_レ難_レ被_レ默_二止度_一々勲功、為_二自然朝恩_一之由、被_二仰下_一之間、不_レ能_二固辞_一云々、此事頗違_二武衛御気色_一、範頼義信等朝臣受領事者、起_二自_一御意、被_二挙申_一

也、於_二此主事_一者、内々有_レ儀、無_二左右_一不_レ被_レ聴_二之_一、遮令_二所望_一歟之由有_レ御疑、凡_レ被_レ背_二御意_一、不_レ限_二今度_一歟、依_レ之可_レ為_二平家追討使_一事、暫有_二御猶予_一云々、

義経は六日付で左衛門少尉・検非違使に補任されたが、それが頼朝の推挙によるものではなかったこと、そのため頼朝が不信任を抱いたことが、この史料から読み取れる。この頼朝の義経に対する不信が、やがて両者の対立につながっていくことは、通説になっている。近年では川合康氏が、義経の長期にわたる在京活動や院との結びつきから、頼朝が否定しようと試みていた「京武者」と同化していったとする見解を示しており、院政期以来の武士社会秩序との関係から義経の検非違使任官を位置づけている。^③

しかし【史料三】については、東島誠氏や元木泰雄氏がその記述に疑義を呈する見解を示している。東島氏は、当時の義経は伊勢・伊賀における謀反問題の処理のため、平家追討のため西国に下向できる状況ではなかったこと、検非違使任官後には、伊勢国に発向していたことなどから、頼朝が義経の検非違使任官に不快感を示したため、平家追討使の任命を見送ったとする記述は、『鏡』の編者の推測に過ぎないとした。^②さらに、検非違使への任官は頼朝の構想通りであったとし、頼朝を推挙主体として積極的に評価している。^③元木氏も、義経の検非違使任官自体は問題ではないと述べた上で、平家追討後の伊予守との兼務に注目する。検非違使と国司の兼職は異

例であるにもかかわらず、在京を前提とする検非違使を辞任しなかったことが、鎌倉下向を望む頼朝との関係を悪化させたと論じている。³⁴⁾

頼朝の意向や構想の有無を、具体的に検証することは難しい。しかしながら、先行研究では頼朝の推挙の有無について対立があるものの、当時の検非違使が在京を原則としていた点においては、見解は一致している。³⁵⁾ 前述したように、頼朝期の武家検非違使については、この見解は首肯されよう。義経は一時的な下向を除けば鎌倉での活動はみられず、中原広元・源頼時の両名もまた、長期間におよぶ在京活動を行っていたからである。

中原広元は周知の通り、頼朝の下で初代政所別当を務めるなど、幕府吏僚としての活動が顕著である。³⁶⁾ また、京下り官人としての出自もあってか、公武交渉での活躍もみられる。建久元年に頼朝に先立って上洛した広元は、頼朝が京都を離れた後も在京を継続しており、³⁷⁾ 建久年間の在京活動は長期間に及んでいる。

【史料四】『玉葉』（図書寮叢刊本）建久二年（一一九一）年四月一日条

一日、戊寅、（中略）因幡前司中原広元大博士広季男也、頼朝卿腹心也、任明法博士前任、無二、并左衛門大尉一、上古任二大尉一、近代頼、即蒙使宣旨、此事如何、家已文筆之士也、所期大外記・明法博士也、而今之所任、驚天下之耳目、此事、通親卿為追從（原）加諷諫云々、人縦加教訓、身自不可用欤、或云、遂可転（原）勅負佐、

承久の乱以前の武家検非違使

^{（推定）}是允亮等例也云々、凡非言語之所及、恐頼朝卿運命欲尽歟、誠是師子中虫如喰（原）師子歟、可悲々々、（後略）

右の史料から、杉橋隆夫氏が指摘しているように、検非違使への任官は源通親との関係が前提となつたようである。³⁸⁾ 左衛門大尉・明法博士との兼任など、一般的な武家検非違使とは異なる任官例であることも注意される。検非違使在任時の広元は、やはり一時的に鎌倉へ下向したのみで、賀茂祭供奉などの在京活動を行っていた。⁴⁰⁾ その後、頼朝側から促されて、明法博士・検非違使とともに辞するとともに、鎌倉に帰還している。⁴¹⁾

最後に、村上頼時について取り上げる。建久九年正月二十一日に「大夫尉頼時」として、後鳥羽院の初御幸に供奉しているのが初見である。⁴²⁾ 頼時は、文治元年の勝長寿院供養の『鏡』の記事で、随兵に「村上左衛門尉頼時」として見え、⁴³⁾ その後も二度の頼朝上洛や鎌倉の行事で随兵として活動している。⁴⁴⁾ 『鏡』は建久七年から九年の記事が欠落しているが、建久六年三月十日条で、「村上左衛門尉」とみえることから、任官はそれ以降であると推測される。また既に「大夫尉」＝五位の検非違使であり、建久八年以前に検非違使に任官した可能性が高い。⁴⁵⁾ 建暦二年（一二三三）に「在京奉公」の労をねぎらつて地頭職を与えられており、⁴⁶⁾ 以後は長期間に渡つて在京していたようである。⁴⁷⁾ 検非違使在任中は、後鳥羽院の御幸への供奉など、義経や広元と同じく在京活動を行っていたと考えられる。さ

らに父経業が検非違使・中務権大輔を歴任するなど、源氏一門として階層的に上位の御家人であったことも、検非違使任官の前提になったと推測される。^{④⑧} 承元二年正月までは在任しており、その後は筑後守となっている。^{⑤①}

頼朝期の武家検非違使たちについてみると、任じられるのは源氏一門や京下り官人など、上位の階層の者に限定され、検非違使在任中は一貫して在京活動を行うなどといった特徴が見いだせよう。また、任官者自体の希少さや、広元が辞任を促された事例をみる限り、頼朝は御家人を検非違使に推挙することに消極的であったと思われる。

承久の乱以後の武家検非違使は、少なくない者が評定衆などの幕府要職に就任しており、必ずしも恒常的に在京活動を行う義務はなかったと考えられる。^{⑤②} 頼朝期は、依然として検非違使の在京の原則が維持されており、この点でも後代との連続性は見いだせない。

第二節 頼家期以降の武家検非違使

改めて《表》を確認すると、頼家期以降の任官者には、恒常的な在京活動が確認できない検非違使が散見される。先行研究では、同時期の武家検非違使は、在京御家人であり、さらに院北面・西面の武士として組織された者たちとして把握されてきたが、その枠組みでは捉えられない任官者も認められる。具体的には比企能員・大岡時親・伊賀朝光・二階堂行村・大江能範・加藤景廉の六名である。

大半を占める在京御家人は、その多くが院北面・西面の武士として組織化され、検非違使に任官する機会を掴んだとされる。この六名がいかなる背景で検非違使に任官したのかは、別個に検討が必要であろう。このうち能範・景廉は関係史料が少ないため、能員・時親・朝光・行村を主にみていきたい。

鎌倉での活動がみえる検非違使として、初めて確認されるのは比企能員である。『鏡』から、能員の検非違使在任は初見の正治二年二月から、比企氏の乱で殺害される建仁三年九月までの、少なくとも三年半に及ぶ。^{⑤③} この間、能員の鎌倉での行列供奉等の活動は確認されるが、在京を示す記事は見当たらない。検非違使の活動形態としては、以前とは異なるありようであったといえよう。前述のように、頼朝期の武家検非違使は在京活動を中心とし、鎌倉での行列供奉などは、『鏡』からは確認できない。^{⑤④} 能員は、承久の乱以後に常態化する、武家検非違使の活動形態の先駆的な事例であり、画期といえよう。

武家検非違使に関する先行研究では、残念ながら能員については特に考察がなされていない。一方、政治史の側面から能員の検非違使任官に注目したのが、佐藤進一氏である。佐藤氏は「能員がいつのころか検非違使判官に任ぜられている事実」に注目すれば、彼が後鳥羽と直接に接触して、後鳥羽より信任の意思表示を受ける機会があったことが察せられ^{⑤⑤}、と述べ、任官の背景として後鳥羽院との関係を推測した。しかしながら、佐藤氏は後鳥羽院と能員の関係に

ついで、特に根拠を示しておらず、史料的な裏付けに欠ける。佐藤氏の見解は、頼朝期の事例が念頭ににあると思われる。しかしながら、能員は「検非違使Ⅱ在京」という図式には当てはまらない存在であり、異なる背景があったと考えるべきである。

検非違使在任時の能員の活動を追ってみると、前述したように、源頼家の鶴岡八幡宮への御参に「新判官能員」としてみえるのが、その初見である。その後も頼家が邸宅に入御し、頼家の申次を務めるなど、⁵⁵頼家の側近としての活動が目立つ。周知の通り、能員は当時の鎌倉殿頼家と姻戚関係を構築しており、頼家の幕政を支えるため、鎌倉での活動を重視していたことが窺える。ここから、鎌倉殿との密接な関係こそ、検非違使任官の前提として重要視すべきであろう。御家人が官位叙任の恩恵を受けるには、費用負担をとまう成功か、鎌倉殿の推挙を受けるのが原則であった。⁵⁶検非違使は成功の対象外であり、在京活動を通じた後鳥羽院との密接な関係も確認できない。よって、能員の任官は鎌倉殿頼家の推挙によるものだったと考える。⁵⁷

つづいて、大岡時親について。時親は北条時政の後妻である牧の方の兄弟で、時政の姻戚に当たる。⁵⁸建仁三年（一二〇三）四月の賀茂祭で、検非違使尉として「時親」がみえ、これが管見の限りの初見である。⁵⁹『鏡』では建仁三年九月の「比企氏の乱」で死体実検役を務めるなど、北条氏側としての活動がみられ、⁶⁰また牧の方の取次を務めるなど、一貫して北条時政と牧の方夫妻の側近として活動し

ている。⁶¹その立場が災いしてか、元久二年の「牧氏の変」後、時政の失脚を受けて出家に追い込まれている。⁶²在京活動については、建仁三年四月の賀茂祭への参加に加えて、「比企氏の乱」後の建仁三年十月には、延暦寺の強訴に対応する官軍に動員されており、再び上洛していたことが確認される。⁶³元久二年三月九日の除目で備前守に転じており、検非違使は離任したと考えられる。⁶⁴その活動履歴から、幕府側と密接な関係を維持した武家検非違使といえよう。

二階堂行村は能員と同じく、一貫して鎌倉での活動が確認される検非違使である。行村については、桃崎氏が簡潔ながら言及している。桃崎氏は、二階堂氏が鎌倉時代を通じて多くの検非違使を輩出した氏族であることから、行村をその先駆的な存在として捉え、任官の背景として、幕府内における政治的立場に注目した。検断沙汰など幕府官僚としての活動が頻繁にみえることに加えて、和田合戦時の動きから、北条義時に非常に近い政治的位置にあったことが、任官の前提になったと述べている。⁶⁵もともと、行村の在任期間は実朝の親裁期に相当し、その活動は幕府奉行人の域を超えるものではない。⁶⁶筆者は義時との関係を過度に強調する必要はないと考えるが、幕府内での政治的位置を重視する桃崎氏の見解自体には賛同したい。院北面・西面への祇候も確認できず、後鳥羽院の推挙を受けたとは考えにくい。行村の特徴は、前述したように行列供奉への参加が頻繁にみられることであり、この点で後代の武家検非違使との連続性が認められる。

以上から、鎌倉で主に活動した武家検非違使たちの任官した政治的背景が全てではないが明らかになった。特に比企能員が、鎌倉殿の外戚として検非違使の推挙を受けたと推測されることが注目したい。《表》の任官者には、それぞれ北条義時の正室の父と兄弟である、伊賀朝光・光季の両名も確認できるからである。

朝光・光季は親子であるが、父・子ともに検非違使になった事例は、佐々木氏などごくわずかである。さらに伊賀氏は光宗が政所執事になるなど、鎌倉での活動も多くみられ、在京御家人としての性格は希薄であった。先行する朝光についてまずみていきたい。

【史料五】『鏡』建保三年（一二二五）九月十四日条

十四日庚午、晴、西剋地震、戊剋地震、同時雷鳴、亥時、佐藤伊賀前司頓滅、

従五位上伊賀守藤原朝臣朝光年

散位光郷男 母下総守邦業女

正治年月日任左衛門少尉、建永元年庚戌四月廿五日蒙使

宣旨、二年四月十日叙留、去三月十三日申畏五月廿三日辞職、

承元四年三月十九日任伊賀守、建暦二年壬申十二月十日

叙従五位上、

右の史料は『鏡』の伊賀朝光の死没記事である。載せられている官職歴から、朝光の検非違使への任官が確認される。『鏡』では鎌

倉での活動が頻繁にみられるが、建仁三年九月二日条の「比企氏の乱」の記事で、頼家の嫡男一幡の居所への攻撃に参加したことが確認されてから、承元四年四月二十二日条までは記事には登場せず、検非違使在任時期の在鎌倉を示す史料はない。

では朝光は在京活動を背景として、検非違使任官の機会を得たのであろうか。実のところ、朝光の検非違使任官以前には、娘が北条義時の室として政村を生んでおり、義時との外戚関係を構築していた。⁶⁹さらに前述したように、「比企氏の乱」では北条氏側として活躍している。検非違使辞任後も、和田合戦では和田一族の不審な動きを報告し、⁷⁰合戦後には一族で恩賞地を与えられるなど、一貫して北条氏に極めて近い政治的立場を維持していた。その後も鎌倉での活動が多くみられることから、義時との関係を背景とした、幕府側の推挙ないし容認があったとみて良いと思われる。⁷²

続く光季は義時正室の兄弟であり、やはり北条氏との関係が密接である。光季は実朝暗殺後、京都守護として上洛しており、⁷³承久の乱まで在京していた。⁷⁴義時の義兄弟であり、その分身として京都守護となったと考えられる。⁷⁵承久の乱の際には、後鳥羽院側の京方への勧誘を拒否して追討されるなど、一貫して鎌倉方としての立場を鮮明にしている。⁷⁶

両名ともに、検非違使在任時には鎌倉での活動が確認できない。特に後者は京都守護として在京していたが、幕府と密接な関係を維持しており、幕府側の推挙によって検非違使に任官したと考えられ

る。

第三節 在京御家人の武家検非違使

前節では、幕府と密接な関係をもつ武家検非違使について述べた。鎌倉で活動する検非違使は、頼家期以降の特徴といえるが、同時期に在京御家人の検非違使任官者が増加したことも無視できない。《表》からも判明するように、在京御家人である佐々木定綱・五条有範両名の任官以後は、武家検非違使の新任が毎年のように確認できようになる。両名は、武家検非違使の任官傾向の変化を考察する上で、重要な画期であったとみるべきである。

【史料六】『明月記』元久元年四月十二日・十三日条⁷⁶⁾

十二日、天晴、祭除目、去三日延引、今日被_レ行云々、両方所望更無_二許容_一、奉公甚無益、今日不_二出行_一、入_レ夜良久殿下自_レ院御退出云々、
祭除目

(中略)

左馬権助政憲、平時政子、
実宣中将妻兄弟近代英雄也、

山城藤行政 伊賀源義成、朝雅給

佐渡親康、長兼名替也、(中略)

正五下惟義大内 源季国、源光行、鎌倉、近日蔵
人頭云々、

使宣旨

承久の乱以前の武家検非違使

範朝、左衛門尉定綱、サ、キ、平有範、

(後略)

右の史料は、元久元年四月十二日付の祭除目に関する記事である。二重傍線部から、定綱・有範が使宣旨を蒙っていることが分かるが、さらに、その右の傍線部で多くの鎌倉関係者たちの叙任が確認できる。⁷⁷⁾特に「左馬権助政憲」の叙任は重要である。割注にもあるように北条時政の子に当たる人物であり、「実宣中将妻兄弟」との記述から、時政と牧の方所生である政範であることが判明する。政範は当時時政の嫡男として位置づけられ、亡くなった際には、「是遠州当時寵物牧御方愛子也」⁷⁸⁾と記されている。さらに、政範の叙任時の年齢は十六歳と、当時の北条氏の中でも突出して若い点も注目される。⁷⁹⁾この前年九月には時政主導で、千幡が新たな鎌倉殿として擁立されていた。千幡は七日付で叙爵・征夷大將軍に任じられ、実朝の名を後鳥羽院より与えられている。⁸⁰⁾元久元年当時の実朝は元服を経たとはいえ、十三歳の少年に過ぎず、幕府は依然として幼少の鎌倉殿を抱えている状況にあった。⁸¹⁾親政を行えない実朝に代わって権力を掌握したのは、外祖父である時政であった。政範の叙任を踏まえると、この時期の任官推挙もまた、時政が実質的には主導していたと考えられる。

以上から、定綱・有範の検非違使への任官は、幕府(時政)側の推挙であった可能性が高い。そうであるならば、従来の見解は若干

の修正を必要とする。⁸⁶ 少なくとも当初は、検非違使への在京御家人の編入は、幕府側の容認の下で進められたのである。⁸⁷ 転機は、時政が牧氏事件で元久二年閏七月に失脚したことであった。⁸⁸

【史料七】『鏡』建永元年（一二〇六）五月六日条

六日丙戌、晴陰、祭主從二位能隆卿進_レ使者、申云、加藤左衛門尉光員者、微臣家司也、而頃年之間、依_レ令祇候関東、募_二武威不從_三所勸_一、於_二神領_一者、又恣数々所令_レ知_二行之_一、剩不_レ相_二触子細_一、去年十一月、潜蒙_二使宣旨_一云々、早可_レ被_レ止_二其職_一者、爰相州、広元朝臣、善信等被_レ經_二沙汰_一、光員、於_二神領知行事_一者可_レ加_二禁遏_一、至_二廷尉事_一者候_二西面_一之間、為_二仙洞御計_一歟、不_レ及_二関東御沙汰_一之由被_レ仰之云々、

右の史料では、幕府御家人である加藤光員が、神領押領の件に加えて、密かに使宣旨を受けたと訴えられている。幕府は神領の件については対処を約束したものの、検非違使については、幕府の管轄外であるとの判断を示している。光員は院西面に出仕しており、その任官は後鳥羽院の推挙によるものとされたからであった。光員の任官時期は時政失脚後であり、後鳥羽院主導による在京御家人の検非違使への編入は、時政の失脚が契機であったといえよう。⁸⁹

以上のような経緯から、実朝期以降、武家検非違使は系統として二分され、後鳥羽院からの推挙を受けて在京で活動する者と、幕府

側の推挙を受けて鎌倉で主に活動する者が並行して存在することになった。これは当該期にのみ見られる特徴であり、院政期以来の伝統的な武士社会秩序と、鎌倉幕府という新たな武家権力が共存していた、当時の公武のあり方を反映したものであったと考えられる。⁹⁰ 武家検非違使の佐々木広綱は、後鳥羽院の御幸に供奉した際に功績をあげ叙爵し、さらに実朝から追加で所領給付を受けていた。当時の協調的な公武関係もあって、武家検非違使の公武をまたがる活動は、特に問題とはされなかったのである。

このような武家検非違使のあり方は、承久の乱を経てさらに変容することとなった。武家検非違使の多くが在京していたことから、大半が後鳥羽院側に動員され没落した。⁹² さらに、乱後には院の直属武力の解体と西面の消滅によって、在京御家人が検非違使に任官する機会が大きく減少したと考えられる。⁹⁴ 乱以前の加藤光員の検非違使任官について、幕府は追認という形で許容せざるを得なかったのに対し、乱以後は、幕府が検非違使への任官に一元的な統制を加えるようになったことが、『鏡』などから窺える。⁹⁵

先行研究で明らかにされているように、後藤氏・佐々木氏は、鎌倉期を通じて多くの検非違使を輩出した氏族であった。⁹⁶ しかしながら、承久の乱後は、検非違使任官後も鎌倉での活動が多くみられる点で、乱以前とは大きく異なっている。在京御家人として活躍していた後藤基清と異なり、子基綱の活動基盤が鎌倉にあったことは、彼が評定衆であることから明らかである。⁹⁷ 最も多くの武家検非違使

を輩出した二階堂氏が当初からそうであったように、乱後の検非違使任官は、幕府における政治的位置からもたらされるようになったのである。

おわりに

本稿では、先行研究では詳細な検討がなされていなかった、承久の乱以前の武家検非違使について、任官者の収集と分析を行った。乱以前の武家検非違使は、その在京活動や、院北面・西面への編入、後鳥羽院との密接な関係などに注目が集まっていた。本稿では、そのような方々に収斂しない任官者たちに焦点を当てて、乱以後の武家検非違使との連続性を見いだせること、また二系統の武家検非違使が存在したことなどを指摘した。

従来、幕府と官位の関係については、頼朝期の独自性が強調される傾向がある。承久の乱以後の幕府についても、頼朝の官位に対する姿勢を基本的に継承していたことが論じられてきた。しかしながら、本稿が明らかにしたように、武家検非違使のあり方については、むしろ頼家・実朝期に独自性と後世への連続性が見いだせる。特に頼家期・時政執政期は、幕府の官位に対する姿勢の転換がなされた、重要な画期であった。これは、鎌倉殿自身の官位に対する姿勢の変化と連動している。頼朝が鎌倉下向の際に権大納言・右近衛大将を辞任したのに対し、頼家・実朝は鎌倉に居ながら高位高官への昇進を遂げた。⁹⁸このような変化が、御家人の官位受容にも影響を及ぼし

たと考えられる。

武家検非違使については、在京武力の問題などをはじめ、依然として多くの論点を残しているが、それらは今後の課題としたい。

註

- ① 秋元信英「関東御家人の検非違使補任をめぐる」(『日本歴史』三〇六号、一九七三年)、桃崎有一郎「鎌倉幕府の秩序形成における拝賀儀礼の活用と廃絶」(阿部猛編『中世政治史の研究』日本史料研究会、二〇一〇年)など。
- ② 木村英一「六波羅探題の成立と公家政権」(『鎌倉時代の公武関係と六波羅探題』清文堂、二〇一六年、初出二〇〇二年)、川合康「治承・寿永の内乱と鎌倉幕府の成立」(『岩波講座日本歴史第6巻中世1』岩波書店、二〇一三年)。
- ③ 白川哲郎「平氏による検非違使庁掌握について」(『日本史研究』二九八号、一九八七年)。
- ④ 前掲秋元氏・桃崎氏論文、丹生谷哲一「付論 賀茂祭と検非違使の位置」(『増補』検非違使』平凡社、二〇〇八年)。
- ⑤ 宮崎康充「鎌倉時代の検非違使」(『書陵部紀要』五一号、一九九九年)も参照。
- ⑥ 青山幹哉「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」(『年報中世史研究』一〇号、一九八五年)。金子拓「鎌倉幕府・御家人と官位」(『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九三年)など。
- ⑦ 福田豊彦「承久院方武力にみる鎌倉初期の二つの主従制」(『中世成立期の軍制と内乱』吉川弘文館、一九九五年、初出一九六九年)。
- ⑧ 上横手雅敬「日本中世政治史研究」塙書房、一九七〇年、三五〇―一頁。

- ⑨ 平岡豊「後鳥羽院西面について」(『日本史研究』三二六号、一九八八年)。
 - ⑩ 「京武者」については、元木泰雄「摂津源氏一門」(『史林』六七―六号、一九八四年)、同「院政期政治構造の研究」(『院政期政治史研究』思文閣出版、二〇〇一年)、前掲木村・川合氏論文などを参照。
 - ⑪ 近年、高橋秀樹氏が幕府の身分秩序や官職について、新たな見解を示しているが(『北条氏と三浦氏』吉川弘文館、二〇二二年)、本稿に関係する検非違使に対する見解については、年代比定に難がある。高橋氏は、一般御家人が検非違使尉から国司へと昇進するコースが定着したのは、承久の乱以後とする(一三四頁)。しかしながら、乱以前にも五条有範や伊賀朝光などが同様のルートで国司への昇進しており、国司への昇進という観点からは、頼家期以降に注目すべきであろう。
 - ⑫ 前掲青山氏論文。
 - ⑬ 平泉隆房「鎌倉御家人の朝官補任について」(『藝林』三三―四号、一九八四年)。
 - ⑭ 前掲秋元・青山氏論文。
 - ⑮ 宮崎康充編『検非違使補任 第一』続群書類従完成会、一九九八年、『検非違使補任 第二』同上、一九九九年。本稿は承久の乱までを分析対象としているため、前者を主に用いた。
 - ⑯ 前掲平岡氏論文、長村祥知「後鳥羽院政期の在京武士と院権力―西面再考―」(『中世公武関係と承久の乱』吉川弘文館、二〇一五年、初出二〇〇八年)。
 - ⑰ 以下、『検非違使補任』(以下『補任』)と見解が異なる人物について補足する。
- 加藤光員『補任』では承元五年(建暦元年)を初見とするが、後述する『鏡』の記事から元久二年十一月に補任されたことが分かる。伊賀朝光『補任』では結城朝光とされているが、これは誤り。両
- 名とも藤原姓かつ朝光という名が共通しているが、結城朝光の検非違使在任は確認できず、後述する『鏡』の記事から伊賀朝光とみるべきである。『吾妻鏡人名索引』における人物比定も、単に史料上で「朝光」と表記されている事例を結城朝光と比定してよいかは、再考の余地がある。
- 大内惟信『明月記』(冷泉家時雨亭本) 承元元年一月十四日条から、前日の除目で使宣旨を受けていることが確認されるため、『補任』の比定を修正した。
- 二階堂行村『補任』は『関東評定衆伝』(『群書類従』補任部、以下『関評』) 嘉禎三年(一二三七) 条に基づき、建暦三年(建保元年) 三月五日を任官時期として掲げるが、『鏡』における初見は同年正月三日条であり、本稿はこちらに従う。『関評』は、行村が承元四年(一二一〇) 七月に図書允、十二月には左衛門尉に任官したとするが、これは『鏡』における通称の変化と一致しない。『鏡』正治二年九月二十五日・十一月七日条・『明月記』 十月二十七日条から、行村が同年十月二十六日付で左衛門少尉に任官したことは確実である。ここから、左衛門尉への任官を承元四年とする『関評』の載せる官職歴には、錯誤があったことが分かる。『関評』は行村の官職歴を示した後、「任叙之年月可_レ勘_二入_一之」と付しており、この見解の傍証となる。
- 加藤景廉『補任』は『鏡』 建暦三年(建保元年) 十二月二日条を初見とするが、当該記事自体が存在しない。建保六年十二月二日条の誤りであろう。
- 三浦胤義『補任』では初見を承久三年とするが、「上総介清国書状」(『民経記』寛喜三年十月巻裏文書、『鎌倉遺文』二六七六号) から、承久二年十一月以前には任官していたと考えられる。高橋秀樹「三浦一族と上総国」(『三浦一族の研究』吉川弘文館、二〇一六年、初出二〇〇四年)、野口実「承久の乱における三浦義村」(『明月記研究』一〇号、二〇〇五年) も参照。なお野口氏は、「この当時(承久二

年十一月・引用者註)、義村は左衛門尉に過ぎず、ステイタスの点からすれば、検非違使宣旨を蒙った胤義が上位に立つことになった」と述べるが、義村は承久元年十一月十三日付で駿河守となり叙爵も果たしており(『関評』延応元年条)、胤義が上位に立ったとはいえない。義成は、『鏡』承元二年八月二十日条で、子の成時が「讓亡父遺跡也、於朝恩無異議、関東御恩地同可蒙其旨」と申請していることから院領知行が判明する。惟信については、父惟義の院領知行が確認できる(前掲福田氏論文)。

19 『鏡』承久三年五月十九日条。

20 『仁和寺日次記』建保二年五月二十七日条。

21 註⑧参照。

22 前掲福田・平岡氏論文。

23 前掲木村氏論文。

24 前掲秋元氏論文。

25 『鏡』建仁元年九月十五日条も参照。【史料一】は能員の検非違使在任の初見でもある。

26 『鏡』建保元年正月一日・八月二十日・同月二十六日・建保二年七月二十七日・建保六年六月二十七日・承久元年正月二十七日条など。

27 基清は養父実基が頼朝の妹坊門姫を養育していたことから、その嫁ぎ先であった一条家との関係が深く、讃岐・播磨守護を務めるなど有力な在京御家人でもあった(前掲平岡・長村氏論文参照)。

28 『鏡』元仁元年(一二二四)九月十六日条。

29 『鏡』には記されなかったものの、当該期にも武家検非違使が警固した可能性はある。その可能性は、武家検非違使の活動実態から頼家期以降に限定されよう。検非違使ではないが、侍所別当・所司が放生会の際に警固役を務めた事例がみえる(『鏡』正治元年八月十六日条)。

30 『鏡』建保六年六月二十七日・承久元年正月二十七日条など。

承久の乱以前の武家検非違使

31 川合康「内乱期の軍制と都の武士社会」(『院政期武士社会と鎌倉幕府』吉川弘文館、二〇一九年、初出二〇〇四年)、同『源頼朝』ミネルヴァ書房、二〇二一年、など。

32 東島誠「都市王権と中世国家」(『公共圏の歴史的創造』東京大学出版会、二〇〇〇年、初出一九九八年) 註66参照。

33 東島氏は、「謀反」「謀叛」の違いや、国家公権をめぐる問題など多岐に渡って義経の検非違使任官の意義を論じているが、本稿ではそこまで踏み込んで論じることができなかった。今後の課題とした。

34 元木泰雄『源義経』吉川弘文館、二〇〇七年。

35 近藤好和氏なども同様の見解を示す(『源義経』ミネルヴァ書房、二〇〇五年、一四九―一五四頁)。上横手雅敬「いまなぜ義経なのか」(同編『源義経 流浪の勇者』文英堂、二〇〇四年) 四三―四四頁も参照。

36 上杉和彦『大江広元』吉川弘文館、二〇〇五年。

37 『鏡』建久元年九月二十一日条、杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係」(『史林』五四―六、一九七一年)、前掲上杉氏著書参照。

38 前掲杉橋氏論文。

39 『鏡』建久二年二月四日条、前掲上杉氏著書。

40 『鏡』建久二年五月十二日条。

41 『鏡』建久三年三月二日条、前掲上杉氏著書。

42 『三長記』(増補史料大成本) 同日条。「他衛府等不供奉、未_レ被_レ始北面_二之故歟、初度如_レ此歟」とあり、讓位から間もないため発足していない、院北面の役割を代行する形で供奉していたようである。

43 『鏡』同年十月二十四日条。

44 『鏡』建久元年十一月七日・十一日・建久二年七月二十八日・建久四年十一月二十七日条など。

45 検非違使尉は顕著な功績などを挙げると叙留(検非違使にとどま

りながら五位に叙されること）された（前掲秋元氏論文）。

④6 『鏡』 建暦二年三月二十日条。

④7 『鏡』 建暦二年九月二日条では「前馳」の者の不足のため、京都から下向している。

④8 『尊卑分脈』（新訂増補国史大系）第三編、一八七・一九二頁参照。『尊卑文脈』によれば検非違使以外に、左馬助・中務権大輔・従四位下を歴任している。経業の本名は明国であったが、『鏡』では一貫として改名後の「右馬助経業」とみえ、行列供奉等で頻出する。前掲青山氏論文によれば、頼朝の推挙によって伊豆守となった山名義範に次ぎ、源氏一門に相当する地位にあったと考えられる。建久二年六月四日付の臨時除目では、「村上判官代経業」が中務権大輔に任じられており（『玉葉』）、その政治的位置は注意を要する。

④9 『猪隈関白記』（大日本古記録本）同年同月三日条において、「検非違使大夫尉頼時従者」が刃傷の罪で検非違使に引き渡されている。『鏡』 建暦二年九月二日条で「筑後前司頼時」と記載されており、正確な任官時期は不明である。

⑤1 乱後の事例としては後藤基綱が好例であろう（前掲秋元氏論文）。なお、賀茂祭への武家検非違使の供奉は継続的に確認され、京都の公事への参加を義務付けた追加法も制定されるなど（笠松宏至「正応元年の追加法」『法と言葉の中世史』平凡社、一九八四年、初出一九七三年）、検非違使と京都の関係は完全に失われたわけではなく、その点に検非違使の官職としての独自性が見出せる。しかしながら、それが頼朝期と比較して後退している点は軽視すべきではない。

⑤2 『鏡』 同年同月二日条。

⑤3 頼時については史料の残存状況を考慮する必要がある。しかしながら、前述したように在京御家人としての性格が強く、鎌倉での活動は低調であったとみてよいであろう。

⑤4 佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店、二〇二〇年、初出一九八

三年、一二一～一二二頁。

⑤5 『鏡』 建仁元年十二月三日・同二年三月八日条など。

⑤6 『鏡』 元暦二年（一一八五）四月十五日条。御成敗式目第三九条はこの点で注目される。

⑤7 頼家の政治的主体性については、近年見直しが進んでいる。藤本頼人「源頼家像の再検討―文書史料を手がかりに―」（『鎌倉遺文研究』三三三号、二〇一四年）参照。

⑤8 『愚管抄』（日本古典文学大系）巻第六「順徳」、三〇一頁。

⑤9 『東進記』 同年同月二十三日条（『大日本史料』第四編之七）。

⑥0 『鏡』 建仁三年九月二日条。

⑥1 『鏡』 元久二年六月二十二日条。

⑥2 『鏡』 元久二年八月五日条。

⑥3 『明月記』 建仁三年十月十五日条。なおこの合戦については、『鏡』 同月二十六日条で京都から報告されているが、大岡時親の名は何故か記載されていない。

⑥4 『明月記』 同日条。

⑥5 前掲桃崎氏論文。

⑥6 五味文彦「源実朝―將軍親裁の崩壊―」（『増補 吾妻鏡の方法（新装版）』吉川弘文館、二〇一八年、初版一九九〇年、初出一九七九年）、坂井孝一「源実朝」講談社、二〇一四年。五味氏は「合戦記の方法」（前掲著書、初出一九八九年）において、義時被官と共に行動する行村を將軍側の軍奉行とみなしている。

⑥7 建永元年の検非違使任官は『猪隈関白記』『三長記』同日条、建永二年の叙留については『明月記』同日条も参照。

⑥8 『鏡』 建仁二年三月十四日・建保二年正月二十二日条など。

⑥9 『鏡』 元久二年六月二十二日条。

⑦0 『鏡』 建暦三年三月十九日条。

⑦1 『鏡』 建暦三年五月七日・九日・嘉禄元年（一二二五）九月十二日条。

- 院西面への祇候・在京軍事活動が確認できない点も傍証となろう
(前掲平岡・長村氏論文)。
- ⑦② 『鏡』 建保七年二月十四日条。
- ⑦③ 『鏡』 承久三年五月十九日条。
- ⑦④ 『鏡』 承久三年五月十九日条。
- ⑦⑤ 前掲註⑧上横手氏著書、二〇二二・二〇三頁。
- ⑦⑥ 『鏡』 承久三年五月十九日条。
- ⑦⑦ 前掲長村氏論文、上横手雅敬「吾妻鏡文治三年九月十三日条をめぐる諸問題」(『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出一九七三年) 参照。
- ⑦⑧ 『三長記』 四月十二日条にも同じ除目が載せられており(『大日本史料』第四編之八、同日条)、後述する北条政範の叙爵が確認できる。
- ⑦⑨ 源光行については岩田慎平「頼家・実朝期における京下の鎌倉幕府吏僚」(『紫苑』一二号、二〇一四年)を参照。
- ⑧① 岡田清一「北条義時」ミネルヴァ書房、二〇一九年。
- ⑧② 『鏡』 元久元年十一月十三日条。
- ⑧③ 細川重男「鎌倉政権上級職員表」(『鎌倉政権得宗専制論』吉川弘文館、二〇〇〇年)。北条氏で政範より若く叙爵する人物は、泰時の孫経時まで待たねばならない。
- ⑧④ 『猪隈関白記』・『明月記』 同日条。
- ⑧⑤ 五味氏は、実朝の親政開始時期を、従三位への昇叙に伴い政所開設の資格を得た、承元三年とする。鎌倉時代後期の事例であるが、得宗であった北条時宗・貞時の評定への出仕始は十八歳、高時は十六歳の時に行なわれている(前掲細川氏論文)。
- ⑧⑥ 杉橋隆夫「鎌倉執権政治の成立過程」(御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年)、近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回」(『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、二〇一六年、初出一九八一年)など参照。
- ⑧⑦ 前掲註⑧上横手氏著書など。

承久の乱以前の武家検非違使

- 推測される。杉橋隆夫「牧の方の出身と政治的地位」(上横手雅敬監修、井上満郎・杉橋隆夫編『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九八四年)、山本みなみ「北条時政とその娘たち―牧の方の再評価―」(『鎌倉』一一五号、二〇一三年)・同「慈円書状をめぐる諸問題」(元木泰雄編『日本中世の政治と制度』吉川弘文館、二〇二〇年)なども参照。
- ⑧⑧ 『鏡』 元久二年閏七月十九日条。
- ⑧⑨ 前掲平岡・長村氏論文では、西面の創設時期を時政失脚に伴う京都守護平賀朝雅の滅亡後とみており、その成立が直接的な契機になったと考えられる。
- ⑧⑩ 在京御家人かつ、鎌倉で行列供奉や寺社警固を担当していた後藤基清・佐々木広綱などの存在は、当時の公武の協調関係を背景としたものだといえよう。
- ⑧⑪ 『鏡』 建保六年十一月五日条。
- ⑧⑫ 前掲長村氏論文・同「一族の分裂・同心と式目十七条」(前掲著書、初出二〇一〇年)・同「承久鎌倉方武士と『吾妻鏡』」(同上、二〇一五年)。
- ⑧⑬ 前掲福田・平岡・木村氏論文。
- ⑧⑭ 前掲木村氏論文では、「検非違使尉に送り込まれて追捕を担当する武士の供給が停止」したと指摘する。
- ⑧⑮ 『鏡』 嘉禄二年(一二二六)五月八日・宝治二年(一二四八)七月七日条など。御成敗式目第三九条で、検非違使任官にあたって「御免」が必要とされている点も注目される。
- ⑧⑯ 前掲秋元氏論文。
- ⑧⑰ 前掲細川氏論文。
- ⑧⑱ 前掲青山・桃崎氏論文。
- ⑧⑲ 前掲青山・桃崎氏論文。
- ⑧⑳ 前掲木村氏論文、長村祥知「中世前期の在京武力と公武権力」(『日本史研究』六六六号、二〇一八年)など。